

2 教人選第 8 4 6 号
令和 3 年 3 月 2 4 日

生活文化局私学部私学行政課長 殿

教育庁人事部選考課長
荒木 進太郎
(公印省略)

教育職員採用時における教員免許の確実な確認について (通知)

平素から教員免許業務に関し、御理解御協力いただき、ありがとうございます。

さて、教育職員免許法（以下「免許法」という。）に定められているとおり、教育職員は免許法により授与する各相当の教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有する者でなければならず、同法第 22 条の規定により相当の免許状を有しないにもかかわらず教育職員となった者には罰金刑に処せられます。

貴職におかれましては、年度初めの教育職員の採用・任用（以下「採用」という。）事務に当たり、下記の点につきまして、私立学校等への周知方どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 講師も含め教育職員の採用の際には、採用年月日時点で有効な免許状の原本、更新関係証明書（※）等の原本を必ず確認すること。

具体的には以下のとおりである。

- (1) 免許状については、原本確認を必ず行うこと。
- (2) 採用者の所持する免許状が旧免許状（当該採用者が初めて免許状を取得したのが平成 21 年 3 月 31 日以前である場合。免許状には修了確認期限の記載はない。）の場合、免許状と併せて、更新講習修了確認証明書等の原本により、採用年月日以降有効な免許状であることを確認すること。
- (3) 採用者の所持する免許状が新免許状（当該採用者が初めて免許状を取得したのが、平成 21 年 4 月 1 日以降である場合。免許状には有効期間の満了の日の記載がある。）の場合、所持している免許状のうちもっとも遅い有効期間の満了の日が採用年月日以降であること、又は免許状と併せて有効期間更新証明書等の原本により、採用年月日以降有効な免許状であることを確認すること。
- (4) 上記(1)から(3)までについて、原本による確認ができない場合は、次の 2 の方法により確認すること。

2 免許状や更新関係証明書について、紛失等により原本の確認ができない場合、免許状を授与した都道府県教育委員会が発行する教育職員免許状授与証明書（以下「授与証明書」という。当該証明書には修了確認期限又は有効期間の満了の日が記載されている。）の原本を確認すること。

授与証明書の申請方法は、まずは免許状を授与した都道府県教育委員会の教員免許に関するホームページにて確認するよう、採用予定者本人に案内すること。

(※) ◆ 旧免許状所持者が更新等をした場合に発行される更新関係証明書

- ・ 更新講習修了確認証明書（更新申請）
- ・ 修了確認期限延期証明書（延期申請）
- ・ 免許状更新講習免除証明書（免除申請）
- ・ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書（回復申請）

◆ 新免許状所持者が更新等をした場合に発行される更新関係証明書

- ・ 有効期間更新証明書（更新申請又は免除申請）
- ・ 有効期間延長証明書（延長申請）

3 文部科学省から提供される「官報情報検索ツール」を利用することで、採用予定者の免許状が失効・取上げをされていないか確認することができますので、適切に活用いただきますようお願いいたします。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/012/1420067_00004.htm

【担当】

東京都教育庁人事部選考課免許担当

メール S9000017@section.metro.tokyo.jp

お問合せはメールにてお願いします。